平成２３年（フ）第３４３号
静岡県島田市旭３丁目33番６号　メイ・フラワー201号室
債務者　原川　金夫
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３８号
東京都八王子市絹ケ丘２丁目４番２号
債務者　池田　雅子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３４２号
川崎市多摩区宿河原１丁目11番13号　タカセハイツ101、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町土肥６丁目７番地４
債務者　古屋　博美（旧姓結城）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９５号
川崎市宮前区犬蔵１丁目11番38号　東名ハイツ106
債務者　五十嵐敏倫
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９６号
川崎市宮前区犬蔵１丁目11番38号　東名ハイツ106
債務者　五十嵐愛子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
静岡県島田市金谷東町２丁目2969番地の13
債務者　鈴木　清子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３０号
沖縄県うるま市勝連南風原4318番地、住民票上の住所東京都葛飾区立石６丁目16番２－808号　ウイングプラザ
債務者　福村かをる
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１４９号
北海道中川郡幕別町札内若草町550番地の25
債務者　中鉢　麻美
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５９０４号
東京都豊島区駒込３丁目15―30
債務者　金野　和代（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４４９号
東京都足立区千住大川町31―２
債務者　廣本　秀幸
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７８９号
東京都世田谷区等々力１丁目27―４
債務者　宮　　昌明
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９２０号
東京都板橋区小豆沢１丁目10―６―901
債務者　内山　敬誠
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９７５号
東京都品川区大井１丁目20―20―201
債務者　金子　　茜
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１１３号
東京都杉並区成田東３丁目32―25―１
債務者　佐竹　　修
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１７８号
東京都北区中十条３丁目34―１―202
債務者　岡田　　一
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部